

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた緊急要望

平成 30 年 6 月 28 日以降の台風第 7 号や梅雨前線の影響による豪雨では、西日本を中心に大雨特別警報が発表されたほか、河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生した。

被災地では、尊い人命が失われるとともに、多くの建物、道路、河川、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動が大きな打撃を受けている。

また、多くの行方不明者も生じており、懸命な救助活動が現在も行われているが、被害が広域に及んでいることから未だ被害の全容は明らかになっていない。

こうした中、住民の生命・身体の安全確保を最優先に、被災地の応急復旧、被災者の支援等に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、広域的に被害が発生した今回の事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

被災地では、酷暑を迎え、避難所で生活されている方をはじめとした被災者が非常に厳しい環境での生活や復旧作業を強いられていることから、安全・安心な生活の確保など、被災者への支援について、格段の配慮が必要となっている。

このため、政府の全力を挙げた取組が迅速に実施されることを要請する。

記

1 速やかな人命救助活動の実施について

未だ行方不明者が多数いることから、迅速な捜索・救助に全力を挙げて支援すること。

2 復旧・復興に必要な人材の派遣について

- (1) 迅速な応急・復旧や被災者への生活再建支援など、さらに多くの人材が必要となることから、自衛隊をはじめ各分野における専門家や国・地方自治体職員の派遣など、必要な支援を行うこと。
- (2) 職員派遣などに要した経費について、応援団体に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

3 激甚災害の早期指定について

公共土木施設、上下水道施設、農地・農業用施設、林地・林業用施設、漁港・漁業用施設、文化財等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、本災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を速やかに適用すること。

4 被災者の生活再建支援等に係る柔軟な対応について

- (1) 被災者生活再建支援制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっているため、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。全国知事会では、現在本制度の見直し検討を行っており、今後それを取りまとめるため、国においてはその提案に対する確にに対応すること。また、災害救助法について災害対策活動を広く適用するとともに国への協議の柔軟な運用を行うことや、災害援護資金貸付金について支援・拡充を図ること。
- (2) 被災した事業主が雇用を維持できるよう「雇用調整助成金」制度について、熊本地震と同様に、助成率の引上げなどの特例措置を講ずること。

5 人的・物的ネットワークの早期復旧について

- (1) 住民生活の回復や被災地域への物資輸送、移動手段の早期確保のため、高速道路・国道などの幹線道路や鉄道の早期復旧に向けた支援を行うとともに、臨時的な代替バス等の確保や路線バスの新規路線の認可など、交通円滑化に向けて現行制度にとらわれない柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- (2) 特に、沿線住民の生活維持、企業の生産活動等に不可欠な鉄道路線に甚大な被害が発生しているため、早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道災害復旧事業費補助金の対象としたうえで、地方自治体の負担に対して財政措置を行うほか、交付条件に復旧後の運行費用の地方負担を条件にしないなど、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を実施すること。

6 災害復旧事業等における採択基準の柔軟な適用や財政支援等について

- (1) 現況回復を目的とした災害復旧事業や、将来の安全性及び防災に資するような改良復旧事業について、査定を待たずに着手した工事が適切に認定されるよう、採択基準の柔軟な適用や緩和など格段の配慮を行うこと。また、被災箇所が膨大な数にのぼることから、災害査定にかかる期間の短縮や事務コスト抑制のため、査定手続きを簡素化し、迅速かつ円滑に採択すること。
- (2) 住民生活の安全・安心の確保を図るため、普通交付税の更なる繰上交付や災害復旧・災害関連事業予算の確保、施設稼働に必要となる造成や地盤改良工事等も復旧工事の対象とする等の補助対象の拡大など、早期復旧に係る積極的な財政支援を行うこと。
- (3) 必要に応じて、国の直轄事業化による早期復旧・改良復旧を講ずること。

7 総合的な治水・土砂災害対策の推進について

- (1) 土砂・流木の流出による被害が発生している箇所については今後も台風等による多くの降雨が予想される時期を迎えることから、二次災害防止対策や応急対策の実施において、あらゆる支援を実施すること。また、特に被害が大きい地域においては、河川の治水対策と流出土砂・流木対策を一体的に検討する専門的知見と、工事实施について高度な技術力を要することから、土砂災害の専門家による調査などの技術支援を行うこと。
- (2) 上記項目を踏まえたハード・ソフト対策など総合的な対策を推進すること。

8 ため池に関する総合的な対策の実施について

下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の防災・減災対策について、財政支援を強化するとともに、ため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。

9 ダム管理体制の再構築について

今回の豪雨の際、ダム放流により河川が氾濫したことについて徹底的に検証すること。また、流入量と同規模の量を緊急的に放流する「異常洪水時防災操作」を行う際には、住民が日没前に避難行動を完了できるようダム管理体制の再構築を図ること。

10 災害廃棄物の処理等について

- (1) 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、熊本地震と同様に、半壊以下の家屋についても事業の対象とするなど、予算の確保及び早期の採択を行うこと。また、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、都道府県が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。
- (2) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、被災市町村等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、予算の確保および早期の採択を行うこと。
- (3) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

11 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援について

土砂流入や浸水等により医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開ができるよう、被災地のニーズを踏まえたうえで、必要な支援を行うこと。

1.2 商工業や農林水産業等への支援について

- (1) 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど、事業者には甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者が迅速に事業再開できるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の早急な再開のため、農地や道路・水路の復旧、生産施設・機械の復旧等の支援、生産活動の再開に必要な経費の負担軽減や農業共済金等の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

1.3 大雨特別警報の発表基準等の精度向上について

「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「大雨特別警報」の発表により早期避難を徹底するため、気象庁による観測・予報技術の向上を図るとともに、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を早期に見直すこと。また、住民の避難行動にも深く関連することから、警報を含め特別警報が持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。

1.4 観光産業に対する支援について

旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

1.5 国の補正予算の編成について

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成すること。

平成 30 年 7 月 18 日

全国知事会

会 長 上 田 清 司

全国知事会危機管理・防災特別委員会

委員長 鈴 木 英 敬